2019.11.21. 第二期第 22 回選挙市民審議会議事録

衆議院第 2 議員会館地下 1 階第 6 会議室　15:00～16:30

出席委員　片木淳（共同代表）、只野雅人（共同代表・議長）、
　　石川公彌子（途中退席）、田中久雄

欠席委員　三木由希子（共同代表）、大山礼子、岡﨑晴輝、小澤隆一、北川正恭、桔川純子、
　　小林五十鈴、小林幸治、坪郷實、濱野道雄、山口真美

事務局　　太田光征、岡村千鶴子、城倉啓、富山達夫、丸井英里

書　記　　岡村千鶴子、城倉啓

城倉啓：少し時間を過ぎて恐縮でございます。第二期選挙市民審議会第 22 回の審議会をただ今より始めたいと思います。本日の議長役を、只野雅人共同代表にお願いしております。資料につきましては、1 番 2 番 3 番についていろいろ付けていますし、10/17 の議事録も付けております。では、早速よろしくお願いいたします。

只野雅人：では、本日の審議会を始めたいと思います。議題の方はご覧ください。順番が前後したりしますけれども、まず私のほうで準備させていただいた、「はじめに」という資料があります。これは前回ご検討いただいたもので、いくつがご指摘いただいたところを踏まえて若干加筆しました。少しだけページが次にわたってしまって、バランスが悪いんですけれど。加筆をした部分だけ簡単にご説明をしたいと思います。

1 ページ目の 1 段落ですね、これが入り口のところですが。その下にですね「私たちの審議会が『市民』の審議会を名乗っていることには理由があります。」という部分が、加筆部分ですね。なぜ『市民』なのか、という話がありました。いくつか意味があると思いますけど、ひとつは国籍を持たない人たちも含めて政治参加を考える、ということがあると思います。それから選挙はもちろん中心で、選挙の場合には有権者・主権者が主体だということになりますけれども、しかし抽選の話や政治教育もそうですけれども、選挙に限らない問題を考えたいし、選挙以外のチャンネルによる参加も考えたいと、こういうスタンスもとっています。そうすると、主権者というのもちょっと狭いであろうと。そこで幅広い政治参加の主体を指す言葉として、『市民』という言葉をさしあたり使いますという、このぐらいの記述でどうだろうかというのが、今回のご提案です。ちょっとですね、同じ言葉が重なっていたりしてバランスが悪いところがありますので、細かいところは次回までに修正させていただきますが、ここが一番大きな加筆箇所ですね。

それからあとは少し細かな直しが若干ありますけれども。2 ページ目を見ていただいて、下の方に「第一の柱」「第二の柱」とあります。で、第一が選挙運動の自由の問題、第二が幅広い施策を考えると、こういうところですが。その幅広い施策の中で、例えば政治教育の話ですね。前回提案していただいたものですとか、このあたりを付け加えています。それから抽選制も少し目立つような形に若干手を入れましたけれども、基本的な記述は同じですね。今回修正したのは、大体そんなところになります。特に二つ目のパラグラフ、2 段落目

ですね、ここが一番重要なところかなと思いますので、このあたり中心にご意見いただけたらと思います。いかがでしょうか。

片木淳：異存はないんですけれども。今朝も BS で香港での、日本で言うところの主権者教育を 10 年ほど前からやってきた成果が、というような角度から捉えていたと思いますけれども、今回のああいう運動につながっていると、いうふうに紹介をされていました。そういう意味で、底流を同じくするような流れではないかと思っているんですけれども。特にこの主権者による選挙以外にも、ということで。これはあれですかね、選挙以外に選挙制度でない抽選制もそうですけれども、ルートがあるというふうに読めばよろしいんでしょうかね。聞きたいことは、結局代表民主制と直接民主制については、直接民主制に重要な意味といいますか、元々は直接民主制だったというところから出発していると、私なんかは理解しているんですけれども、そこら辺についてはどう理解したら良いのか、教えていただきたいと思います。

只野雅人：ここは選挙に限らない、というくくりにしてみたんですけれど。ひとつが、岡﨑委員から提案いただいている抽選制のようなものですね。ちょっと選挙とは違う観点から民意をくみあげる、こういう話であるだろうと。それから、政治教育の話もここに入れさせていただいたのは、特に若い世代が政治とどう関わりを持つかということが重要だろうという視点でして、そういう文脈で政治教育の話を入れています。もちろん政治の関わりの中心は、選挙なんですけれども、選挙以外にも公的な事柄、社会への関心を育んでいくということが政治教育のひとつの目的だと思いますので。ちょっと幅広い意味での政治との関わり、参加みたいなイメージでここではこういう記述をしてひとまとめにしています。直接民主主義、代表民主主義ってなかなか難しいんですけれど、本来は直接制と代表制という区分だったんですね。直接ものごとを決めるか、それともちょっと帰属制的に代表制でいくのか、最近は代表民主制って言うわけですね。代表制も民主的なものとして運用していこうという話なんだろうと思いますが。特に最近言われるのは、代表に対する不信みたいなものが高まっていく中で、ある種直接的な参加のチャンネルを開いていこうと、こういう話なんだろうと思うんですね。参加民主主義という言葉で表現する場合もありますけど、言葉を使うと定義が難しいので、さしあたりは緩くこんな感じで位置づけたらどうだろうかと、そのぐらいの感じです。

片木淳：わかりました。ちょっと重ねてですけど、言葉の問題になるんですけど。「　」した「主権者」によるというこの修飾語を含んで、「以外に…」というか、非常に細かい話なんですけど。というのは、今の議論とも若干関係するんですけれども、主権者によらない何か、そういう選挙はないんですけれども、というふうにちょっと読めるような気もしたんですけど。

只野雅人：はい、選挙っていう場合には、やはり選挙権を持っていないといけないと、選挙権者だけが主権者なのかというイメージは、ちょっと問題はあるんですけど、イメージでは有権者という感じですね。で主権者という言葉を使うので「主権者」にしたんですけど。「主

権者」によるというのが、ちょっと良くなければ、そうですね「有権者」にしましょうか。有権者という意味での主権者、主権者（有権者）。

片木淳：第一期答申で、外国人にも参政権を認めるという答申を、もう我々はしちゃってるんですけれども。それを考えると、この「主権者」という言葉には外国人は入らないんですね。定義としては。

只野雅人：今のところの用語では入らない。その辺も含めて「　」ですね。外国人の参加の話はその少し前にあって、「国籍を持たない人々も含めて「国民」という枠を超えた政治参加を考えたい」、という前提がありますので。当然「主権者」の意味は変わってくるかも知れませんけど、ここでの「主権者」は現状での「主権者」。そんなイメージですね。

片木淳：わかりました。また全体とも絡むと思いますけれども、また最終段階でいろいろ。

只野雅人：そうですね、ちょっとまだ修正は出来ると思いますので、いろいろご意見いただければと思います。

片木淳：ありがとうございました。

只野雅人：ほかにはいかがでしょうか。

田中久雄：第一期答申にこういう文章が入っていたのか記憶がないんですけれども、冒頭の「　」のキャッチフレーズ、別に抵抗感はないんですが、「民主主義を主権者の手に取り戻し、」という文言で、「民主主義を主権者の手に取り戻す」というのがちょっと何か、後ろに「選挙から政治の未来をつくりだしてゆく」と続くわけですけれども。民主主義というのが、正に国民が主権者であるということなので、それは現行制度であっても一応は民主主義の体裁を整えているわけですよね。それを主権者に取り戻すというのは、何かちょっとそぐわないというか、後ろの文章からすると、政治を主権者の手に取り戻すというような表現であれば、まあ納得はいくんですけれども。これは何ですかね。みなさんはどうお考えになるか、私はちょっと「民主主義を主権者に取りもどす」という、何か言葉として違和感があるんですけど。みなさんが感じなければ別に構わないんですが。

城倉啓：はい、第一期答申の 146 ページのところに、「選挙市民審議会発足にあたって」では「わたしたちは大いなる夢をもって、選挙から政治の未来をつくりだそうと決意して」と「政治の未来をつくりだそう」と。もうひとつは、145 ページの「展望」では「今期は、民主主義を主権者の手に取り戻すことを目標に議論を重ね」とこういうふうにあるので、もちろん修正することは可能ではありますけれども、一応事実のことだけ。

田中久雄：わかりました。ちょっと違和感があったものですから。

城倉啓：それと、石川委員が 3 時 15 分まででお帰りになるということですので、もし良かったらひと言いただいてと思うんですけど。

只野雅人：そうしましたら、ひと言お願いできますでしょうか。

石川公彌子：はい、大変ご無沙汰をしております。すみません、私の都合で先に意見を言わせていただきます。第一期でも議論になっていましたが、「民主主義」と言ったときに、イデオロギーだけではなくて、そのイデオロギーを実現する仕組みというところに力点を置

いていたと思うんですね。なので、そういうニュアンス、イデオロギーではない制度としての民主主義というものが機能するためには、市民がちゃんと監視をしてチェックをしなければいけないんだということを、第一期でずっとみなさんお話しをしてきてくださったわけです。その制度としての民主主義のチェックの仕組みのひとつが選挙なのだということで全体的な合意を得ていたと、私は理解しています。何かそういう噛み砕いた文章を、ここに 1 行ぐらい付け足していただくと、わかりやすくなるのかなと思いながら読んでいました。

只野雅人：わかりました。冒頭の段落ですかね、はい、できるだけ最初の答申に沿う形で少し表現を探してみます。制度のあり方を考える、主権者がそれをチェックする、こういう形ですね。ほかには、石川委員の方からいかがでしょうか。

石川公彌子：そのあたりのことが、多分 1 ページの真ん中より下のあたりのところなどで具体的に記述されているのかと理解をしています。あとは仕組み作りという言葉が何回か出てくるので、そのあたりの整合性を考えると、先ほど申し上げたことかと思います。

只野雅人：頭にそれを受けるような表現があったほうが良いということですね。はい、ありがとうございます。ほかには、いかがでしょうか。まあ、後ろの表現ともまた連動してくるところはあるんですけれども。そうしましたら、今日ご指摘いただいた点ですね、第一段落の文章の追加、主権者の表現の修正ですかね、有権者という言葉、選挙人だとちょっと固すぎる感じがあるので有権者で良いでしょうね。現状での有権者というような言葉を追加してみると。ちょっと見え方が変わるかも知れませんけど、次回までにみなさんにおはかりできるように準備をしたいと思います。ありがとうございます。

次ですね、どうしましょうこの順番でいって「今後の展望」ということでよろしいでしょうか。

城倉啓：すみません。事務局からの説明が必要だと思いますので。前回までの話で、「今後の展望」と「あとがき」とを整理しようと、統合するかもわからないし、それぞれ色分けするかもわからないと、そういうところで事務局の会議を開きまして、やはり別々に必要ではないかと。それは「展望」というのは、選挙市民審議会の委員の皆さんが主語となって、我々はこういう展望を持つと。「あとがき」につきましては、事務局が主語となって、どうもありがとうございましたという。そういう仕分けをしようじゃないかということを決めたのですが、お伝えするのが遅くなっているわけですが。その原案につきましては、「展望」の方は事務局の太田が担当するということになりまして、そして片木代表から修正意見をいただいた、それが資料の赤い字がついているものですね。「あとがき」というのは、城倉が担当いたしまして、原案を作って今日お出ししていると。こういう形に色分けしてみたんですけれども。この色分け自体が良かったのかどうかということや、その内容について、ご審議いただければと思います。

只野雅人：ありがとうございました。そうしますと、2 種類ですね。一応「展望」と呼んでいますけれども、もうひとつが「あとがき」。「おわりに」という文章が議題で言うと「展望」

にあたるもの、それから「あとがき」というのが本の後ろにある編集後記のような形で、事務局の方でまとめていただいた文章、ということになります。どうしましょう、それでは執筆いただいた、太田さんと片木委員からひと言ずついただければと思いますが。

太田光征：はい、事務局の太田です。事務局の実行委員会で、「展望」、現在は「おわりに」としましては、今後の運動に力点を置いて書きましょうということで、案を書いてみました。当初はですね、最近香港で起きているあのデモが頭から離れず、なぜかというと、別の地域向けのある団体向けに書いた文章では、香港なんかのああいうすごい固い決意での民主主義の実践を見るにつけ、やはり日本で足りないのは主権者としての熱意なんだなと、つくづく感じているものですから。それを日本でもそういう熱意でもって、今後の運動に取り組みたいものだという意味合いを、実は込めてあえて香港の例を持ち出したんですけれども。いきなりですので、ちょっと馴染みがないと思いつつ書いたので、削っていただいてもしょうがないかなという思いでおります。とりあえず、そんなところです。

只野雅人：はい、ありがとうございます。片木委員の方はいかがでしょうか。

片木淳：私のほうで、僭越ですけれども勝手に直させていただいているのは、事実が違うところがあったのが一点。真ん中より下で、赤で示していただいていますけれども、「審議委員の一部」というのはどうかなと、私は一応「一人」としたんですが、「一人」も考えてみたらさびしいなと。だから、「メンバー」に変えたらどうかなと。それでですね、「陳述を行った」のではなしに。実はもう裁判所のほうで取り上げられませんでね、地裁のときも只野先生が出された意見書を陳述はなかったんですよ。書面だけ出したので。そういう事実がありますので、今回もそうです。10 月 2 日でしたか、私のも出ているのは出ているんですが陳述はしていないので、そこは正確に書いたということです。ご案内の通り、その日に結審してしまって、12 月 11 日に 3 時半から判決が出ることになっております。それが 1 点です。もうひとつは、今お話の香港の話で、確かに熱意は、私も同じ感じなんですけれども、テレビを見ていますと、大学にまだ 100 人位立てこもっているということで、ちょっと暴力的な感じ、フランス革命以来暴力的なことが得てして出るんですが、そこら辺の帰趨もよくわからない点もあるし、「固い決意で実践民主主義」をやっているんだと全部言い切ってしまってどうかなというところが、いろいろな考えの人もあるでしょうから、そうは言ってもかなりがんばっているというのは、太田さんがおっしゃったとおりなので、ちょっと緩くしたような表現にして、「香港では民主主義の実現を目指して、」としまして。それから、ずっと「市民」と書いてきていますので、そこに「市民による運動」というふうに、流れを捉えたと。その下も一緒ですけど、「個人の立場で」われわれはやるんだと。審議委員のところ「会」を入れたほうが良いですか、審議会委員のほうが良いかな。それぞれが市民の立場でと。それから全体的なスタンスの問題なんですけれども、おっしゃるようにとりプロ運動自体と、この選挙市民審議会とは一応違うと。その流れの中で、とりプロから頼まれてやっているという点は、もちろんその通りなんですけれども、とりプロ運動そのものではないという理解に立ちますと、いろいろな人がメンバーにも入っていますし、全部のメンバーでと

りプロと一心同体でドッといくんだというのはどうかなと。私自身もそう思ったので、ちょっとそこを変えさせていただいて、そこを削ってですね、とりプロにももちろんそれぞれの気持ちで、積極的に取り組む人は取り組むということは、否定するわけではないですけれども。もう少し広くさまざまな活動に参加して、民主主義の実践に努めたいと。ちょっと深めていきたいというのは、実践を深めるというのは、わかりにくいと思ったので、努めていきたいとしています。内容的には、太田さんがご説明されるところですけれども、この上からは今までのとりプロの活動を振り返ったということですね。そして選挙市民審議会は、とりプロの要請でできたということですね。それで、いろいろなことでどういう問題意識でこの審議会が発足したのかと、しかし現状はあまり変わらないどころか、悪くなっているぐらいのものだという表現、「劣化が止まらない」という表現をしております。それからロビー活動、これはとりプロの方の活動の話ですけれども。ある程度外部との取り組みも進んでおります。ということを言って、あとは我々主権者の問題だということで、香港のことに触れて、最後の審議会の答申という事で、市民一般の方へ答申しているんだということを言われているという流れになっていると思いますので、その辺を踏まえて何かご意見いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

只野雅人：はい、ありがとうございました。みなさんの方からいかがでしょう。少し字句の訂正がさらに入るということで。供託金意見訴訟のところは、「一部」というとちょっとさびしいので、「メンバー」という、一人か複数かちょっとわかりにくいような表現ですけれども、ちょっと含みのある表現の方が、確かに落ち着きが良い感じはしますね。それから一番下のところは、「審議会委員」と「会」をつけると、こういう修正かと思いますが。下から2行目で、「ともに、審議委員それぞれが」を「審議会委員それぞれが」ということですね。はい、どうぞ。

城倉啓：はい、すみません。先ほどの供託金問題では、「メンバー」と変えた、その前にも「審議委員」とあるので、そこも「審議会委員」とするという理解でよろしいでしょうか。

只野雅人：ここはですね、後ろに「審議会のメンバー」というつながりになるので、言葉が重複してしまう形になりますよね。

城倉啓：はい、わかりました。「審議会のメンバーが」

只野雅人：そうすると、どうしましょうかね。最後も「審議会のメンバー」にしますか、委員と言うとちょっと硬い感じもしますので。ほかはいかがでしょうか。

片木淳：一応私は「おわりに」のほうがおさまりが良いかなと思っていたんですけれども、「展望」案で示されていますので、そこはいかがでしょうかね。私の感じだと、さっき申し上げたように選挙市民審議会は、とりプロとは一応別の会だという理解に立って、今回の答申は市民審議会が行ったと。それの展望というのが良いのか、答申の展望というふうにここで文章がなっているかというと、ちょっと違うんですね、とりプロの展望ですよね。だから「おわりに」の方が良いんじゃないかと思ったんですけどね。

只野雅人：城倉さんの方は、いかがでしょうか

城倉啓：はい、説得されましたので。選挙市民審議会の終わりに当たってのひと言というような理解で、「おわりに」が良いと、そういうことですね。はい、わかりました。

只野雅人：そうですね、どうしてもということであれば、サブタイトルをつけるということもあるかも知れませんけれども。まあ、「おわりに」の方が落ち着きが良いかも知れないですね。で、「あとがき」が最後に入るという、そういう流れですね。この「おわりに」の方は、ほかにいかがでしょう。太田さんの思いも一応受け止めた形で、ちょっとだけ柔らかい表現にさせていただくということで、こちらもよろしいでしょうか。

そうしましたら、「あとがき」の方ですね。こちらも、とりプロでまとめていただいたものなので、これは城倉さんの方からご説明いただければと思います。

城倉啓：はい、「あとがき」は第一期答申のあとがきを少し参考にして、小見出しとして「第二期のまとめ」というのを入れながら、4 年間を振り返ると、あと委員を紹介するということをしました。「四年間の活動をふりかえって」、これがもしかすると、「おわりに」と重複してしまうのではないかということが、少し気になったんですけれども。まあ 2014 年の 2 月のワークショップがすべての始まりということと。その中で市民の声として、有識者の協力、国会議員の協力、国際比較、この三つがあれば市民立法ができるのじゃないかと。そういうことから発想して、選挙市民審議会、お一人お一人にお願いして出来上がってきたと、そして 4 年間手弁当でやってくださって、実質的には 4 年半ですね、準備期間を含めると。本当にありがとうございました。とにかく感謝をお伝えしたいというのが、私たちの心からの思いです。それから、この選挙市民審議会という運動が非常に珍しい市民運動の形態だというふうに、私どもは自覚しておりますので、そのことを紹介したいなと。つまり学際的に改正条文までつくる。そして国会の議員会館を使うということで、国会議員や秘書に知らしめる、このような市民立法のルートがますます太くなって、特に公法系列ですね、行政法などの関係、憲法もそうかも知れないけれども、超党派で考えるようなものであれば有効ではないかと思っておりまして、その意味でも大変感謝しております。あとは、お詫びかたがた、本当に私ども素人で初めてこのようなことをやっているというのは、色々不備があったと思います。お付き合いいただいてありがとうございました。という気持ちを込めて書かせていただいております。以上です。

只野雅人：はい、ありがとうございます。「あとがき」の方はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

片木淳：ちょっと細かい点になって恐縮なんですけど。下から 5 行目、「審議会を下支えする事務局としては、」ということで書かれているんですが、おっしゃったように今回の第二期答申のあとがきですね、これは。つまり、選挙市民審議会が書いている話ですよね、位置付けはね、全体の中で。そこへ、この「事務局としては」と書いてあるのは、ちょっとわかりにくいかなと、この部分でね。この部分は、じゃあ「あとがき」全部が事務局が書いている話かと。となると、「事務局としては」という感じになりますよね。そこのところがちょっと気になったんですよね。

城倉啓：冒頭でご説明した通りで、「おわりに」と「あとがき」を色を分けて、「あとがき」は事務局を主語に、事務局が主語でいいんだというふうに考えて、「編集後記」的なものとしてやっているので、こういうふうな感じになっていますが、それも議論の対象です。すべてが主語は選挙市民審議会なんだと、事務局しゃしゃり出るなと、そういうことであればまた変えますけれども。それは皆さんでご議論いただければと思います。

只野雅人：一番下にあるゴシックの 1 行ですね、これがこの文章の主体を示しているという感じになっているようです。事務局ととりプロですね、二つを併記するという感じで、そこから感謝を述べていただいていると、こういう感じのつくりでしょうか。

片木淳：両方で書いてあるわけか。そうすると、題名が良いのかどうかということですか。どこからどこまでがこの文章なのかというのもね、まあまあわかるんですけどね大体はね。

只野雅人：そうですね、「第二期のまとめ」のところは確かに審議会の話のように読めないわけではないですね。

片木淳：ああ、上はね。

城倉啓：そうであるならば、「おわりに」に「第二期のまとめ」と審議会委員のメンバーの紹介を持ってきてしまって、「あとがき」の部分は、事務局が主語であると。「編集後記」のような。というふうに、主語をはっきりさせて、色合いをはっきりさせれば良いのかもわからないですね。

只野雅人：そうですね、解散宣言もしているので。ここまでは審議会という位置付けは良いのかも知れないですね。そうしますと、これはです・ます調ですけど、少し語尾は整えていただいて、ここは「おわりに」に続けるかたちにして。「・・・をふりかえって」より下の部分は最後の編集後記「あとがき」のあたる部分ということでしょうか。

片木淳：だから、あれですかね。とりプロの方から言われてやっているということを踏まえれば、とりプロからのメッセージみたいなものでも良いですか。事務局でも良いけれども。

只野雅人：そうですね。審議会と切り離すとすれば、それはあり得る気がします。

城倉啓：とりプロからのメッセージという形。わかりました。じゃあ、そういうふうにはっきりさせます。表題部分でも、「公正・平等な選挙改革にとりくむプロジェクトからひと言」みたいな感じで書いてしまうというような。

只野雅人：そうですね、そこから話は始まってというようなことも書いていただいても良いかなという気がします。

城倉啓：はい、わかりました。

只野雅人：他にはいかがでしょうか。そうしましたら、なんとなくおしまいのところが出来たので、答申全体がちょっと落ち着いたかなという感じがしますが。今日のところはこのぐらいでよろしいでしょうか。必要があれば、少し加筆はしていただくとして、「第二期のまとめ」の部分は語尾だけ整えていただいて、「おわりに」の一番後ろに付けて、これで一応役割を終えますという宣言にしていただくと、最後はとりプロの視点も加えて、もう少し加筆いただいても良いのではないかと、こういうことだったと思います。そうしましたら、次

回に修正文のほうをお願いいたします。

これで、ひと通り全部見たことになりますので。今度は答申全体ですね、それからタイトルやサブタイトル等についての議論を続けていければと思います。まず答申全体についてなんですが、まだ原稿が完全に揃っていないんでしたっけ。

城倉啓：ほぼ完全には来ているんですね。ですので、あと付け足しが「用語集」とかがありますけれども。先ほど石川さんとお話をしまして、「用語集」は必要なところをピックアップしてもらったものを事務局から伝えられれば、用語の定義部分は担当しても良いというふうに言ってくださっているので、それはご好意に甘えてそのようにさせていただこうかと思っています。

只野雅人：ありがとうございます。じゃあ「用語集」は読む方の視点に立ってピックアップしていただいて、石川委員の方にまとめていただくと。

城倉啓：そういうことです。第一期答申で使った用語もそのまま使うと。なぜなら、第一期答申の要約を片木代表がしてくださっているので、同じ単語が出てきますので、その単語についてはそのまま再掲するということになります。今、そのピックアップ作業中でございます。

只野雅人：わかりました。あとは用語集を付け加えるということですね。

城倉啓：「用語集」と、公表した文書、開催日時などを

只野雅人：活動記録ですね。

城倉啓：ええ、活動記録です。そして目次が付くということですね。

只野雅人：全体のボリュームはどのくらいになりますか。

城倉啓：80 ページから 90 ページくらいで収まりそうです。

只野雅人：わかりました。最初の年よりはちょっと薄いけど、結構なボリュームですね。

城倉啓：そうですね、3 分の 2 くらいですけれども。

只野雅人：はい、わかりました。あとは全体の構成については、特に変更の必要はないでしょうか。

城倉啓：構成については、それなんですけれども。今日「主権者教育」については、前回片木代表が出してくださった案に肉付けしようという議論があったので、そのことだけ少し議論していただけと思っております。もし全体の枠組みが、これで良ければですけれども。

只野雅人：はい、わかりました。では、片木委員いかがでしょう。もし今ここで話しておくべきことがありましたら。

片木淳：田中委員からいただいたので、これを入れてちょっと素案は作っていますが、手を入れておりますので、次回か次々回か出したいと思います。今日出てきたものは、これをはめたら良いということですね。だから城倉さんの方で、これを説明していただければ。

城倉啓：私から 1 枚裏表で出しているもので、「主権者教育について日本の事例メモ」というものがあります。これについて、説明させていただきたいと思います。

「４－１主権者教育の一層の推進」というところを片木代表にご担当いただいております

が。北欧、これはスウェーデンでしょうか、スウェーデンの事例については田中久雄委員が加筆してくださることにも、前回なったと。それと矛盾しないような形で下記のような日本の事例も含めていただけないかと、個人メールで片木代表にお願いしたところ、ご了承いただいたということでした。また前回議論の中でも、私が教育基本法やそのほかの法律のどこをいじれば良いかについてお尋ねしたところ、城倉が改正案を書けば良いということでしたので。改正案というほどではないですけれども、この条文の部分が問題になっているのかなというところを少しだけ調べました。併せて申し上げたいと思います。

ひとつは、東京青年会議所と最近付き合いが深くなってきておりまして、一緒に要望書を総務大臣に出そうかということまで考えているところなんですけれども。その政治行政政策委員会というのがありまして、今年度の事業で始めているのが「模擬請願」授業というのを中学校で行うということです。「模擬選挙」につきましては、JC さん青年会議所もやっているんですけれども、もっと精力的にやっている団体がありますので、それについては若干触れるレベルにしまして。JC との友情を込めて、「模擬請願」というのはユニークだなと思ったのと、今一番ホットな話題なので。さらに我々の答申で「苦情型請願」とか「提案型請願」という単語で提起していますので、それに関わらせて書いてみたらどうかなと思いました。中学校の授業で行うという取組みを 2019 年でやっていて、東京都教育委員会、足立区教育委員会、荒川区教育委員会の後援を受けていて、昭和女子大学付属昭和中学校、ここは実は私の地元世田谷区の三軒茶屋の近くなんですけれども、それから足立第四中学、荒川第四中学、この二つは公立学校です。今回、校則の問題に少し触れて子どもたちの興味を引きながら、通学路にある改善課題、例えば段差が多いとか、いろいろなことを子どもたちに考えさせて、グループ討論して要望書にまとめるというパッケージで出前授業をしているということです。昭和中学校の場合は、非常に効果が上がったのは、世田谷区長に実際に要望書を提出するところまでいったんですね。そのことが「事業報告書」というこの「『シチズンシップ』のすすめ」という JC が出している報告書に書いてございます。そして、それを 6 月 30 日に公開討論会をやった時に、中学生たちにひな壇に上がらせて発表させているんですね。そういった形で達成感を持たせているということです。それが良かったのは、実際アンケートをとったところ、子どもたちの主権者意識が上がっているんですね。やっぱり実際の問題であるということが大事だと、現実の政党であるとかという問題と関わるわけですけども。そういうわけで、政治的中立性と言われているものを、考え方を転換させていかないといけないんじゃないかということを、付け加えたらどうかと思ったわけです。片木代表が言われた、ボイテルスバッハ・コンセンサスに基いて、今まで壁になっていた条文を解釈し直すとか、細かい条文改正案までは書かないほうが安全かなと思ったので、こんな言い方なんですけれども。根本的な立脚点から見直して抜本的に改正するのか、それとも解釈するのか、そういうふうなことで。実際の政治的課題、これは政党などが来ても別に良いじゃないかという理屈も入るわけですが、より効果的な主権者教育の実施に向けて、小中高等の、等と入れないと私なんかは幼稚園も入れてほしいと思うわけですが、教育現場に立つ教員

たちに広い裁量を与えながら教材研究の蓄積を増やす、これは岡﨑委員が前回話しておられたことなんですが、そういったものを教育していったらどうだろうかという、こんな結びにしております。参考条文として、「教育基本法」の抜粋として第 14 条の特に 2 項が問題になっている。この 2 項がターゲットだと思っております。それと「教育公務員特例法」の抜粋を裏につけておきました。地方公務員なんだけれども、国家公務員のように規制しますよという、教育公務員の場合はというような、ここがネックになって萎縮が今起こっているということなんです。ですので、このレベルでとどめてこの片木代表の文書のどこかに入れておいてもらえたら、あるいはこの趣旨を入れておいてもらえれば、幸いだなと思っております。以上です。

只野雅人：ありがとうございました。「請願」は項目としても入っていますので、バランスが良いかなと思いますが。片木委員いかがでしょうか。

片木淳：ひとつは、ここにも書いてありますように、「模擬請願」ですから小林さんの書いた「請願制度の改革」がありますね、ですから場所として「主権者教育」が良いのか、「請願」のところが良いのか、そこをちょっと考えないといけないと。収まりは、「請願」の方がつながりは良いかも知れませんね。「請願制度」をこうしようと言って、その一例というふうにつながるのであれば。ちょっと細かいところを忘れちゃったんだけれども。まあ両方に書くという手もあるね。「請願」に書いて、軽く「主権者教育」の方ではあそこで書いたようにそういうことも含めてとかっていうね、そっちの方が良いかも知れない。

城倉啓：はい、わかりました。両方に書くほうが親切かもわからないですね。読者にとって。

片木淳：ダブルのもいやらしいけどね。ちょっと簡単にして。

城倉啓：と言いますのは、地方自治がこちらの方で言っているもので、要望書を出したということで。小林委員の方は、国会をおもにターゲットにして「請願小委員会」を作れとか、そういう国会改革をメインにしていると思うので。両方書くという形が、何か良いかもわからないですね。

片木淳：それから二つ目ですけど。今ご説明のあった、「教育基本法」を抜本的に変えろと、「教育公務員特例法」も変えろと、こういう気持ちがあるわけですよね。それはわかるんだけど、この表現で本文の方の下から 4 行目あたりに、さっきご説明のあった「根本的な立脚点から見直して抜本的に改正するべきである」ということなんですが、ちょっとわかりにくいなと。もう少し具体的に言えば、どこがどう悪いんだと言うときに、この教育基本法 14 条の 1 項のですね、「政治的教養」ということは、これは緩いということですかね。もっと「主権者教育」を進めるべきであるとかなんかね変えろと、直接書かなくて良いんだけれども、そういう気持ちで上の方の抽象的な文章書かないと、何が言いたいのかよくわからないと。それから 2 項が大事だと言うときに、じゃあ 2 項をどう変えるんだと。これは非常に議論のあるところで、学校は特定の政党を支持しても良いという風に変えるのかと、公立高校も含めてね。それはちょっと反発もあるでしょうね、相当。そこまでやるのかと、教育の段階でね。ということがあるから、2 項についてじゃあどう変えるのかということがあれば、

1 項だけあれば、それをネタにして根本的に変えろと言っておいて、何を変えるんだといえば、「政治的教養」というぬるい表現じゃダメだと、今や民主主義教育をやれというふうに書かないといけないと言うなら、まあまあわかる感じがしますしね。それからついでに言えば、「特例法」は何ですか、これは公立学校でしたよね。私立学校も特例法にあったんじゃなかったけ、まあ忘れましたけれども。そこはどういう改革案ですか。何をしろと言うのかというね。

城倉啓：ありがとうございます。いろいろ煮詰まっていないところを教えていただいて感謝ですが。「根本的な立脚点から見直して抜本的に改正するべきである」と、改正案がないと全然説得力がないと。私は 2 項が、ずい分ブレーキになっているということを、いろいろ本を読んでいて思ったわけですけれども、片木代表がおっしゃるように、1 項のところの教養を強くすれば、2 項とのバランスがとれるという、だから 1 項をターゲットにした方が、より賢いかも知れないというのは、おっしゃるとおりだと思いますので。その点でこういうふうにしろというふうに書き直したいなと思います。で、それとの関係で、ちょっと「教育公務員」の方の話もですね、まだ不勉強なものですから、考えさせていただけたらと思います。つまり、教育公務員が何をして良いのかということが、こちらの 14 条 1 項である程度連関できればですね、内実が取れるという気がしますので。

田中久雄：ここの JC のやられている事例なんかを見ると別段教育基本法の 14 条 2 項に触れるような話ではないと思うんですよね。特定の政党を支持し反対する政治教育。それは露骨に政党の善し悪しというか、政策の善し悪しを踏み込んだあれなので。ですから基本法のことにあえてその改正の文章を入れなくても、今のここで模擬請願的なものを普及しようということはできる話であって、むしろ下から 4 行目のボイテルスバッハ・コンセンサスという、これがどういうものかというね。ぼくもちょこっと見たことはあるんですけれども、あえてこれも教育基本法に触れるような中身ではないような感じがするんで、あえてここで教育基本法を持ち出して抜本的な改正が必要なんだということを言わなくても良いんじゃないかなと。むしろ今の問題点というのは、これがあるがゆえに何か非常に教師とか教育の現場というのが、それに危惧しちゃってそれに自分で制約してどんどん縮こまっちゃってるということが問題であって。この解釈、教育基本法 14 条の解釈からしてもっと自由にできるんだという方を、その方をもっと、何と言うかな、自ら制約するんじゃなくて、ある意味じゃ教育現場がこれをあるがゆえに excuse じゃないけど、やるべきことをやってないみたいなね、できるだけ避けちゃうみたいなね。そういう雰囲気というか感じがあると思うんですよね。ですからぼくは 14 条の 2 項の話はある意味じゃあ常識的な規定であって、これを元にして請願制度の色んな教育のやり方をやれないなんてこと自体がおかしいんであってね、だからもう一つボイテルスバッハ・コンセンサスていうことがどういう内容かってことがもうちょっとここで書き込んで現場の教師自体が縮こまっちゃってると。もっと生徒とかそういう当事者たちが自由に政治問題について議論したり参画できるような、そういうことはやるべきであると。あえて教育基本法のこれを触れる話ではないということを、

そういう感じで言ったらどうかなということです。

城倉啓：すいません。この全体の答申の 52 ページ以降ですね。主権者教育のところでボイテルスバッハ・コンセンサスにつきましては片木代表の文章でご紹介が詳しくされておりますので、それを前提にして、その文章の中にこのような趣旨を入れ込んで欲しいというのが私の提案でございますので、ボイテルスバッハ・コンセンサスについてはそう書いてあると。おっしゃってることは 14 条 2 項がターゲットではなくて 1 項がターゲットであるという意味だとも思うんですね。2 項は常識的なので。あるいは全く触れなくても良いというご意見もあるとは思いますけれども、ボイテルスバッハ・コンセンサスに比べて 15 ページ以降日本の主権者教育がいかにもお粗末であるということ、その事例として色々書かれている、ツイッターの問題とかも書かれていると。しかしまあ嬉しい面もあるよねっていうことで、例えば模擬請願とか、こういった事例もあるんだというようなことを載せることはそんなに矛盾は無いとは思うんですけど。教基法の改正まで踏み込むかどうかということは今日の審議会で是非揉んでいただいて、そこまで書くなということもありうると思いますのでお願いいたします。

片木淳：段取りになりますけど、さっき申し上げた教育基本法 14 条の改正の考え方についての案文を、今はこの根本的な立脚点からという抽象的な表現になっているので、これをさっき申し上げたように、また城倉さんも 1 項で行こうかという話になってるので、それを踏まえたような文章にしていただいて、それを私の方に送っていただいて、私が僭越ながらそれも取り込んで、あまり変えるつもりはないですけれども、取り込んで今おっしゃってる最初の主権者教育の後ろの方へ放り込むと。もちろんこの模擬の話は、ちょっと別ですから田中委員ご指摘のようにね。必ずしもこの下と繋がっていないので模擬は模擬でまた請願の方に入れ、私の方にもダブルでちょっと要約的に入れるという、そういう感じで城倉さんの方から私に送っていただいて、まとめたやつを最終的に次回か次々回か、最終回かその前あたりにみなさんにお送りして、それで揉んでもらうという風にしたらどうかなと思います。

城倉啓：ありがとうございます。

只野雅人：次回までにご検討いただくということでよろしいでしょうかね。改正となるとちょっとおおごとなので、そこまで書かないという選択肢もあるような気もしますね。本来は抜本的に見直すべきであるけれども、少なくともこの原則に照らして自由な政治的な討論を阻害するようなものであってはならないみたいな、そういうまとめ方もあるような感じもします。

片木淳：おっしゃる通りなんですけど、私のところ、担当者、主権者教育のところで書いておいたんですけれども、現場の学校の先生はこの教育基本法 14 条を故意にか何かわかりませんが、誤解してやっぱりこの第 2 項というのは一切、2 項パッと読んじゃってね、第 2 項で政治教育、中立、踏み込んだ政策議論をしてはいけないんだというパッと短絡して読んじゃって、問題なんだっていうことは色んなところで指摘されてるんですよ。だからそういう意味だとさっき田中委員がおっしゃったように解釈で、その解釈はおかしいというのが一

つあるんですが、今までのところそういう解釈が結構浸透してる。悪い意味でね。それであればちょっとショックを与える意味でも、元々この 14 条 1 項のところをもっと直さないかんと、これは緩いから。誤解が出るんだと。ここをキツくして、2 項はもっと厳密に読めという解釈論も踏まえた改正案ね。改正的考え方。これはまあそれなりに意味があるんじゃないかと。ボイテルスバッハ・コンセンサスでどう書いてあるか、色々例は私挙げておきましたけども、そこに少し参考になるような条文があれば、平板な政治的教養というようなことじゃなしに、もっとずばり民主主義教育のための主権者教育は進めるべきだという趣旨のやつを入れても良いかなという感じを持ちましたけどね。

只野雅人：ではその辺りも含めてご検討いただいて次回ご提案いただくということでよろしいでしょうか。請願の件は二箇所それぞれ書いても良いかなと、こういう話だったかと思いますので、そこも小林委員ともご調整いただいてということだと思います。政治教育の話なんですが、主権者教育の話なんですが、他にはいかがでしょうか。

田中久雄：大きな段落の真ん中辺に苦情型請願、本答申でいう「苦情型請願」を実施し、それが模擬請願なんでしょうけど、それから次の段落の 2 行目で提案型請願という用語が出てきますよね。これを書き分けている理由は何なんですか。

城倉啓：はい、この答申全体のもの 35 ページに定義が付いていまして「提案型請願（仮）とは法律、命令、または規則の制定、廃止、または改正等に関するもので、その根拠、目的内容等を概ね示した請願をいう」。「苦情型請願（仮）とは、損害の救済、公務員の罷免等の他、提案型請願（仮）以外の請願をいう」ということで、たとえば道路をこういう風に直してほしいとか、そういうのは苦情型提案にあたるということです。

田中久雄：意味は分かるんですけど、ここを、本答申でいう苦情型請願について中学校でやってるんですか。

城倉啓：そうですね。

田中久雄：提案型じゃないの。違うの。

城倉啓：提案型までいっていないです。それはなぜかと言うと政治的中立性の問題があるので提案型までは中々踏み込んで模擬請願授業では取り扱うことができないということです。

田中久雄：使い分けてるわけですか。

只野雅人：苦情型というのがちょっとネガティブな表現なので、本当は良くないんでしょうね。何か要求をするっていう類のもので、提案型はむしろポジティブなこういう風にしたらどうでしょうか、propose。

城倉啓：ではこの辺りももう少し整理して、何も言わない方が良いのかも分からない。「請願」なら「請願」のみでやった方が分かりやすいということであれば。

田中久雄：提案型の請願での模擬請願というのもあって良いと思うんですよね。苦情型だけじゃなくて。

城倉啓：おっしゃる通りだと思います。

只野雅人：他はいかがでしょう。ここは少し文章が変わっていく可能性がありますけれど、

そうしましたら色々出ましたけれども、次回、今日出ました議論を踏まえて改めてご提案いただくということでよろしいでしょうか。

それであと全体を見た時にまだ揃っていない部分、あるいは修正が入りそうな部分ていうと、特にどの辺になりますでしょうか。選挙運動の自由の話は大体議論したかなという感じがします。政治資金の話はちょっとまとめ方難しいんですけれど、三木委員の方から文章を一応まとめていただいていたと思うんですね。大体揃いましたかね、これで、一通り、はい。そうしましたら今度タイトルとかサブタイトル。あ、どうぞ。

片木淳：全体の流れで、おっしゃるように大体まとまってると思うんですけども、この二番の選挙の新しいルールですね。ここの選挙運動期間の撤廃と、罰則規定は大体終わってたかな。それから公費負担と費用の制限、この辺り、これも大体は議論したんですけど、最終案文はきちっとしていないんじゃなかったかなという気がしますよね。ちょっと 90 日とか半年前とか何か議論があったし、一応今の文章では 90 日でしたかね。一応なってるんですけど、それはそのままで良いのかもしれませんが、ちょっとそこの抑えが要るということと、それからちょっと細かい点なんですけれども、今話になった 3 の請願の関係なんですけれども、ここの文章で記憶が定かじゃないんですが、出典根拠ですね。これ、何か請願はどこかで前にまとめられたやつを持ってきたと。ほぼそのままね。そういう話を聞いたことがあるんですけど、そこの出典をあんまり誰も書かないで処理しているんであればちょっと問題があるんだろうと思うんでね、それを元のやつは何で、それのどこを変えたのか、そこをちょっと注みたいなやつを。小林さんが来たらいつも聞こうと思ってたんですけど最近ちょっとお見えになっていないので、メールででも出典はどういう風に書けば良いのかという点を確かめていただいた方が良いんじゃないかなっていうのも気になってましたんで申し上げておきたいと思います。いずれにしても、最終局面で、これからのお話があると思いますけれども、最終案文は今後どのようにまとめていくのか、そこは特に私は２の方の「選挙の新しいルール」ですね。さっき申し上げた点について少し確認をしたいという風に思いました。よろしくお願いします。

只野雅人：ちょっとスケジュールの話も絡んでくると思うんですが、12 月あと二回で 19 日が最後ですかね。19 日はもう確認ということになると思うので実質的な議論は次回が最後になりますね。そうすると、次回いきなり出すと多分少しまとまらないところもあるので、可能であれば事前にメールで回覧いただくのも一つかなという風には思いますし、そうは言っても中々意見まとめるのは難しいので、ある程度のところは執筆者にご一任するという感じかなという気もします。大きなところで修正があれば出していただいて、そうでなければ当日議論できる限度で検討するというぐらいでしょうかね。

城倉啓：分かりました。請願についての出典、市民政策調査会が作ったものですけれども、それの確認は私の方から小林さんにしますし、スケジュールにつきましても 12 月 5 日の次回の審議会が表紙から全部最後まで全て一体化したものでとりあえずお出ししまして、これが最後の調整ですよという形にして、19 日には本当に成案になっていると、形式的に決

議すると。それぐらいに行きたいと思っておりますので、できるだけ早めに 12 月 5 日の全体のもの、出来次第メールで配信すると。あと申し上げ忘れましたけれども抽選制度につきまして岡﨑さんからまた最終案が 12 月 3 日までに事務局に届く予定でもありますけれども、そういう形で 12 月 5 日には全部が見えるような形にしたいと思います。

只野雅人：はい、ありがとうございます。

片木淳：お願いですけども、今のとおりですけども、私の実は 1 の総論のところでは、みなさんが書いていただいたやつの要約を取り込むということで手が着いていないところが沢山あるんですよ。数箇所。だからあれかな、その部分について嵌め込む案を書いた人から貰った方が良いかな、要約文。はい、どうぞ。

城倉啓：最初そのようにお話はあったんですけれども、結局それでは進まず、やっぱり片木代表、「仮置き」という風な色々言われてますけれども、素晴らしいおまとめなので、それでもう良いと私は思いますし、仮にそれで何かおかしいということであれば、その委員の方が、原案を作った方がご批判ご修正いただければ良いと。片木代表に書いていただくというのが話が進みやすいのではと思っております。

片木淳：段取りとしてはそうすると、12 月 5 日までは私は何もしなくて良いと。そのままでやると。一応さらっと読んで。ただ、岡﨑さんのところはかなり残さないといけなかったかなって記憶があるんだけれども、いずれにしても大体そういうのんびりとした気分で 12 月 5 日を迎えて、それでそれまでにみなさん書いた人にそれのチェックをしていただければ良いのかな。それとも、その後ですか。はい、お願いします。

城倉啓：12 月 3 日までに来るわけですので、その前にチェックというのはほとんど不可能だとも思うんですね。ですので 5 日の時点であるもので、そしてその場の審議でチェックし、さらに何かあるんだったらってことで、19 日までに若干のやりとりがあるかもしれないけれども、ほぼ不可能だと思いますけど、その場にいる人の修正で良しとするしかないのではなかろうかと。もちろんサッとここは修正されたよっていうのを 5 日にパッと出しますけどね。大事な部分は。ですけれども実質的にはもう無いのではないかと。

それでついでで申し上げますと、代表にはのんびりする時間が無いのではと思うのが、18 ページのところに政治教育のところも要約、「片木著より要約挿入」と書いてあってまだ入っていないと。政治を育てるために。それと政党助成法改正。これも三木代表からのものの要約がまだ入っていないと。つまり私の依頼は、ここも書いてくださいというのが含まれておるんですね。すいません。よろしくお願いしたいと思います。

片木淳：中々急なお話でお約束できませんけど、その方向で。ちょっと今バタバタしていることがありまして、努力をさせていただきます。分かりました。

只野雅人：はい。新しい改革案を付け加えるものではないので、ちょっと難しければ 5 日を踏まえた上で書いていただいても良いかなという感じはします。要約をする部分なので。それから同じ方が書いた方が読みやすいだろうという気はしますので、そこだけちょっとペンディングでも良いかなと思います。実質的な中身の話は 5 日にもう固めてしまうという

ことで。

あとはそうですね、タイトルという話もありましたけど、特に城倉さんの方から気になっている点とかありますでしょうか。

城倉啓：すいません。今日議事録、10 月 17 日の審議会議事録で、タイトルについて議論していた部分があったので、16 ページ、17 ページ辺りなんですけれども、「自由で楽しい選挙へ」という総論のことを話しながらタイトルの話にずれていくっていう、そういう議論だったんですけれども、第二期答申のタイトル、前と同じのは何かカビが生えているような気もするんだと、だから副題だけでも新市民選挙法ならそれでも良いというのが片木代表のご意見としてあって、小澤さんのご意見としては新市民選挙法っていう形で括って良いのかと。「新しい政治改革基本法」とか。何かそういうこともあるから、タイトル、サブタイトルの方で扱っていただいて、推進法とか基本法というような、法律の名前との関係でタイトルを話しているっていう感じなんですけれども。ですから、第一期答申の場合ですと、「選挙・政治制度改革に関する答申」。サブタイトルが「21 世紀の選挙民主主義確立に向けて」なんですけれども。抽選制の話なんかも色々出ておりますし、もうちょっと広いサブタイトル、ないしタイトルを付けた方が良いんじゃないかということで、事務局としては実はこの件について何ら議論をしておりません。アイディアを持っておりませんのでどちらでもここで決めていただければ助かるなと思っております。

只野雅人：そうですね。推進法や基本法というのもちょっと固い感じはしますね。

城倉啓：新市民選挙法はかなりこちらで使ってますし、みなさんの合意は得られていると思うので、新市民選挙法はそれで良いと思うんですが、副題にそれを書くかということですし、思い切ってタイトルも変えちゃうのかということ。そこを議論していただければと思います。

只野雅人：タイトル自体は、そのままでも良いかと思うんですが、どうですかね。カビが生えてますか。そうですね、変えるとなると中々合意を得るのもそんなに簡単ではない気がするんですけれど、はい。

片木淳：具体的アイディアが無いんですけれども、この前の表題で、政治制度とか改革のところポイントが、字が小さいですよね。ちょっと何か、どういう意味かなという感じで、スっと頭に入らない。考えちゃうんですよね。それともう一つは市民選挙みたいな、市民という言葉。市民選挙法でしたか。そういう市民という言葉がほしい。あるのは選挙市民審議会というのは下にあるんだけども、そこらへんを上に持ってきても良いか。もうちょっとあれですね、やっぱり市民を。そうなると市民選挙法みたいなやつをボーンと出してしまって、副題に何か、書くというのが良いかなと思うんですが。

田中久雄：私もその意見に賛成なんですけど、「新市民」というと何か古い市民があるのかというのがあるから、「新たな市民選挙法の成立に向けて」とかね。何かそういう、僕も市民選挙法という言葉が使ったら良いと思うんですけど、「新」というと新旧が問題。新たなっていう、新たな市民選挙法の成立に向けて。

只野雅人：そうですね。新たな市民のための選挙。現在は公職選挙法であって、選挙する対象が前に出てるんですけど、今度は主体を出しますという。少し噛み砕いて、そんな感じも良いかもしれませんね。確かに。新たな市民のための選挙法の制定に向けてみたいな。ちょっとポジティブに、はい、ですよね。選ぶ側を見ているわけではありませんと。

城倉啓：確認ですが、それはサブタイトルという理解ですか。それともタイトルということでしょうか。

只野雅人：メインタイトルはちょっと固いですよね。

片木淳：選挙法っていう、法を書かなくても良いかもしれませんな。新たな市民のための選挙制度ですか。サブにするか。「～に関する答申」というのが、長い言葉ですけどね、新たな市民のための選挙制度に関する答申ですか。長いですけどね。それが一つの合意に達すると、長くても良いというのならそれだけども、長過ぎるんでメインのところに何て書くかということですかね。

只野雅人：そうですね、スタンスとしては選挙が中心だけど選挙だけじゃないということも強調しているので、選挙法みたいなことを言うとそれはそれで良いんですけど、メインは少し広い表現になった方が、さっき石川委員から出たものでもやっぱり、制度の話はきっちり言うということなので、選挙・政治制度改革というのがもうちょっと柔らかくできると良いかもしれないですね。

片木淳：主権者というのも言葉固いんですけど、それ何か入れる余地ないかな。主権者のための、ちょっと長くなりますかね。やっぱりこの選挙と政治制度、両方入れないと、ちょっとまともに今回の、あれですかね、主権者のことも強調しているから。ただ政治制度というのはちょっと広いでしょうかね。選挙だけじゃなしに、市民参加みたいな。

只野雅人：市民参加が入ると良いかもしれませんね。はい。市民参加の仕組みづくりみたいな感じですかね。制度よりは仕組みの方が政治教育も入りやすいかもしれない。

片木淳：ただあれですね。市民参加というとちょっとまた横の話になるんですけど、やっぱり主権者だと市民参画みたいなイメージで、参加だけだとちょっと弱いなと。やっぱり主権者は国民だというところをもうちょっと出していきたい感じはするんですよね。市民参加というと何かいつも通俗的に、昔から何十年来言われている市民参加、市民参加という、ちょっとこれもカビが生えた感じもするんで、何か。そう言いながら案は無いんですけども。じゃあまあ事務局にまた次回までに。

只野雅人：そうですね、中々難しいですね。ここは。市民を使いますか。

田中久雄：市民が主体となるとかね。

只野雅人：ああ、市民が主体。

田中久雄：市民を主体とした...

只野雅人：民主主義の確立のために、ぐらいですかね。

田中久雄：いわゆる参加というと何か、加わってサポートするみたいな感じになるんです。本来市民がやるべきこと。

片木淳：そうそうそうそう。
只野雅人：じゃあ田中委員の意見を受けて「市民を主体とした民主主義の確立に向けて」というのが良いかもしれませんね。
城倉啓：それはサブタイトルですか。
只野雅人：はい。
片木淳：それだと今の「選挙」は取るわけですね。
田中久雄：そうですね。
片木淳：サブタイトル。
城倉啓：サブタイトルと。タイトルはこのまま行くんでしょうか。「選挙・政治制度改革に関する答申　市民を主体とした民主主義の確立に向けて」。これで良いですか。良いですか。その際に、文字の大きさを揃えて選挙・政治制度改革に関する答申は、ちゃんと同じ大きさにするということですね。サブタイトルが、「21 世紀の選挙民主主義の確立に向けて」を受けて、それじゃなく「選挙」を取って、「市民を主体とした民主主義の確立に向けて」と。何か良い感じにまとまりました。ありがとうございます。ありがとうございます。
只野雅人：じゃあそれで改めて次回みなさんのご意見を伺ってという感じでいかがでしょうか。他にどうでしょう、タイトルは決まったんですけれども、サブタイトルも。あとは章立てのタイトルはそれぞれお任せをするしかないかなという感じがしますけれど、全体の構成等について城倉さんの方から何か他に気になる点があればお出しいただければと思いますが。
城倉啓：「はじめに」と「あとがき」だけがですます調にして、あとはである調に調整したいという風に思っております。引っかかっているのが今、請願制度のところで小林さんの文章がですます調が多いのでそれをである調に直すと。あと改行その他も直していこうという風に思っております。それ以外では、何と言うんでしょう、大きい１、１－１、１－２とかそこら辺のフォントはこちらで調整させていただきます。
只野雅人：そこは全体の問題ですね。
城倉啓：はい、全体の問題として。というようなことが気になる点としてあります。それとまだページが確定していないので、目次が確定していないところもありますけれども、次回にはちゃんと目次も付けて、ページは仮置きですけれども、付けていきたいと思っております。その他で言うと。その他そんなには無いですけれども、何かみなさんの方から確認して欲しいということがあったら教えていただければなと。最初イメージ図とかも付けたいってこちらが言ってましたけど、なんだか我々もばたばたして今ひとつそれができないような予感がしております。すいません。図はできないという見込みで考えていただければと思います。
只野雅人：前回も図は中々難しかったですね。そうしましたらこれで大体次回に向けて準備が整ったという感じでよろしいでしょうか。
城倉啓：ただあれですね、片木代表から言われた新しい仕組みの部分、「選挙の新しいルー

ル」。ここは少し、今日も例えば仰った部分 90 日、80 日なども確定しなければいかんということと、次のページの 28、29 あたりの公費負担のことも、公費の負担、こういう例がありますぐらいで留めてるんですけれども、それで良いのかっていうこともあるかもわかりません。ですので、もし今日若干時間があれば選挙の新しいルールのところ、小林委員いないけれども、少し予備的にお話を出していただけると助かるなという風には思うんですけどいかがでしょうか。ページで言いますと、26 ページから「２　選挙の新しいルール」、「２－１　選挙運動期間の撤廃――選挙手続規定の新設」とあります。28 ページから「候補者の選挙運動に対する公費負担と選挙運動費用の制限」とあります。そして 29 ページから「罰則規定」とあります。ここまでが新しいルールです。

片木淳：ちょっと申し訳ないんですけれども忘れちゃったんですけど、今ここに載せてあるやつは何回か我々が議論したやつを最終的に踏まえた修正になってたんでしょうかね。

城倉啓：おっしゃる通りです。

片木淳：なってますか。ということは我々としては 90 日という結論を一応出したということでしたか。

城倉啓：一応ですね。90 と 80 という、それは一応出しておると思います。

片木淳：何か私の記憶だと、もっと長い期間も議論しましたよね。半年前とか。

城倉啓：120 とかはあったと思います。それを小林さんが一つに絞ったんではないかと思います。

只野雅人：何か解散の話かなにかも絡んでましたね。

城倉啓：解散は 40 で、それは入ってますね、確か。

只野雅人：入ってますね。

城倉啓：だから議論を経ていると思います。

片木淳：まあだからこれでそうおかしいことはない、一応の結論が出てるというふうに考えて良いんでしょうかね。活動期間 14 日前、基準日。

只野雅人：そうですね、次回は小林委員は参加いただけそうですか。難しそうですか。

城倉啓：ちょっと不透明なので次回是非とも来て欲しいという風には言いますが、立て込んでいるんでしょうか。分かりません。すいません。

片木淳：ちょっと何かそこら辺が中途半端になっているから、あれですね、できるだけ出てきていただくように、最終案を今までの議論を踏まえてこうだというものを、まあこれがそうなんだというのならそれで良いんですが。最終確認をしていただいて、それでどうしても出られないということであれば我々にちょっとお任せいただくということも断ってもらって、あと議論しましょうかね。議論というかこのままで良いのかもしれませんけども。この 28、29 ページの費用制限、これについても申し訳ないんですけども、うろ覚えしかないので申し訳なんですが、おっしゃったようにあれですか。ちょっと現行制度の例だけ挙げているということで収まりが悪いんでしょうかね。決定すると。これちょっと思い出したんですけど、私が供託金の問題との関係で選挙公営についてちょっと発表したことがありました

よね。ここで。この問題とも非常に関連してるのでここへ入れて欲しいということを申し上げたこともあったんですよね。選挙公営と。だからそこら辺の整理もちょっとまだできてないかもしれませんな。公費負担と選挙公営ということでしょうね。じゃあちょっと時間あまり無いですけどもできたら 12 月 5 日まで私の方でももう一度議事録を拝見してどうだったのか復習しながら、ここをどういう問題があって、このままで良ければこのままで良いんだろうけど、ということを並行して、小林さんにお願いするのが一番良いんだろうけど、できなければ 12 月 5 日以降にでも少しみなさんの議論の中で変えることもありえるしと、小林さんに了解を取って。出てこられれば良いですけれども。という風にちょっと段取りして。

只野雅人：そうですね。では申し訳ないですけれども、論点のとりまとめというか次回検討すべき論点をご提案いただくような形でよろしいですか。

片木淳：そうですね。分かりました。

只野雅人：ここと、ここと、ここと。例えば 90 日の話と公営の話のことと。あまり時間が無いと思いますので。

片木淳：そうですね。

只野雅人：はい。

片木淳：分かりました。ちょっと出来る範囲で。

只野雅人：最後はもうご一任くださいということにならざるを得ないんですけれども。他はいかがでしょう。あと気になるところはありますか。三木委員が書いていただいたところはこれでもうよろしいですかね。ちょっとあんまり議論できてない感じがするんですけれど。これで良いならこれで良いですっていう話が三木委員からあったような気がするんですが。

城倉啓：地方議会に対して政党交付金を出すのか出さないのかで議論が前回あって、前回が三木代表いらっしゃらなかったので、私の伝言があまり上手くなかったのかもわかりませんけれども、一応のご返信をいただいて、こういうような意味ですと。政党支部に出さない理由については政党本部が受け取っていることとの重複を避けるため、それ以外ではないと。あと地方議会の交付金については随分苦慮されて作られているので、もしそれ要らないとなればゴッソリ抜けることに全然異論がないと、そういうご返事ではあるんですけど。逆に言うとかなり苦労して作っておられるので、これ入れて一つインパクトになると助かるとはこちらは思ってますけれども、みなさんいかがでしょうか。

只野雅人：案として折角作っていただいたので残していただいても良いかなと。色んな提案をするという答申の趣旨なので。

城倉啓：もう一個あったのはマイノリティというのはマイノリティのままの方がモワッとして良いんじゃないかというご返信で、それもそうかなという風に思いました。

只野雅人：あまり詰めない方が良いということですね。詰めだすと色々議論が出てくるので。そうしましたら三木委員の方から特に修正がなければこれはこのままでいくという感じでよろしいでしょうか。ここまでお一人で書かれているので文章としても構想としても一貫性があるかなという風に思いますけれども。その他はいかがでしょう。大体大丈夫でしょう

かね。今日のところは。はい。

そうしましたら最後に改めて次回と次々回の段取りの確認をしたいと思います。次回が12 月 5 日木曜日でこの同じ会場で 15 時からということになっています。次回いくつか積み残しの問題があるんですけれども、内容面で言うと今日の主権者教育の議論ですね。事務局の方で引き取っていただきましたのでどんな形で文章化したのかっていうことをご紹介いただいて議論をすると。それからもう一つが今の選挙運動がらみのところですね。運動期間とか、特に公営の問題等について、片木代表の方で検討いただいて議論すべき論点があればご提示いただくと。ここら辺が中心で、あとは全体ですかね。改めてみなさんに見ていただいて特にタイトルの話も今日少し立ち入ってしましたけれども、これでタイトルが良いかどうかも確認していただくと。2 時間だと中々窮屈なんですけれども、一通り見ていただいてあとはそれぞれ分担の責任者の方で引き取っていただいて、これはメールで回覧していただいてどうしてもということがあれば、最終回ですかね。12 月の 19 日の 10 時からになりますけれども、この回の時に出していただくと。ただまあ特になければ細かいところはできるだけ執筆者の方にお任せいただいて、あとは事務局で少し調整かけていただいて、19 日はできれば完成案を少し読み合わせるような、そんな形で終えられると良いかなという風に思いますが、大体そんなところでよろしいでしょうか。

最後ちょっとお知らせあれば事務局の方からお願いします。

城倉啓：さまざまなお知らせをさせていただきますが、第二期答申の予約販売にご協力ありがとうございます。分量的に少し減っているものですし、また部数も、発行部数も少し減らしますので何とかなるのではないかと思っております。ありがとうございます。

それと 2 月 21 日に第二期答申の発行記念イベントを行いますので 18 時 30 分から 20 時 30 分で東京ボランティア・市民活動センター、飯田橋ですけれども、そこで行う予定でございます。イベントのタイトルはもう決めちゃってるんですけれども、「自由で楽しい選挙をめざして」っていう形でやらしていただこうかという風に思っております。副題が「第二期答申発行記念イベント」みたいな感じと。あるいはこの本の名前を出して、発行記念とかにするという風にしております。私共今企画をしてチラシを作ろうとしているんですけれどもご登壇頂ける委員の方がご出席頂けるかどうかをまず基礎的に確認しないといけないので、代表お二人は大丈夫でしょうか。

只野雅人：大丈夫です。

片木淳：はい、大丈夫です。

城倉啓：大丈夫ですか。そうですか。分かりました。田中委員も大丈夫でしょうか。

田中久雄：大丈夫です。

城倉啓：ああ大丈夫ですか。委員の方がいらしたらとにかく一言はいただく予定でございますし、これを用いてどういう風にやっていくかみたいなこととか、あるいはご自分の関わった部分をちょっとアピールしていただくというのが一番熱がこもって良いんじゃないかなという風に思っておりますのでよろしくご協力いただければなという風に思ってます。で

すから、只野代表には全体の司会をしていただこうかななんてことを思ってまして。そしてイベントタイトルが「自由で楽しい選挙をめざして」なので、この答申の報告を片木代表にしていただくような形で、三木代表もしいらしたらそれに対してカウンターコメントとか、あるいは政党助成のところをやってもらってますので、その辺りをとっくり話してもらうとかいう風な、三代表には前面に出ていただくという設えにしようという風に思っておりますので、よろしくご協力頂きたいと思います。詳細についてはまたこちらで詰めてからお知らせいたします。

それと 12 月 6 日に選挙マルシェというのをやります。これがもう 4 回目になるんですかね。4 回目の選挙マルシェを行う予定です。今回、私共後援団体、主催している後援団体の交流を図ろうという話で行います。ですので特別に講演を誰かにお願いするというよりはそれぞれの活動の紹介という形で交流を深めていくという趣旨で行いたいと思っておりますのでもしよければこちらも覚えて頂ければなと思います。いまチラシが、ごめんなさい、今日持ってこられなくて。第二弾チラシができつつありますので、できたらすぐに ML で配信しますのでお願いします。はい、それぐらいのことです。ではこんな感じなんですけども他に何かありますか。

只野雅人：他いかがでしょう。特によろしいですか。珍しく早く終わりますけれども、今日は参加人数が少なかったということもありますので、じゃあ終わりにしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

〔岡﨑晴輝委員未校正〕